

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-292959

(P2005-292959A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int.C1.⁷

G O 6 F 12/14

F 1

G O 6 F 12/14

5 6 O D

テーマコード(参考)

5 B O 1 7

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

特願2004-103871 (P2004-103871)

(22) 出願日

平成16年3月31日 (2004.3.31)

(71) 出願人 000003078

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

(74) 代理人 100075812

弁理士 吉武 賢次

(74) 代理人 100088889

弁理士 橋谷 英俊

(74) 代理人 100082991

弁理士 佐藤 泰和

(74) 代理人 100096921

弁理士 吉元 弘

(74) 代理人 100103263

弁理士 川崎 康

(74) 代理人 100118876

弁理士 岡澤 順生

最終頁に続く

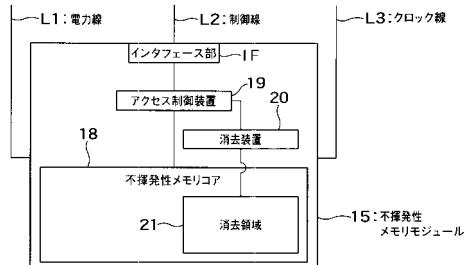
(54) 【発明の名称】不揮発性メモリモジュール及び不揮発性メモリシステム

(57) 【要約】

【課題】 不揮発性メモリに格納されるデータを第3者から有効に保護する。

【解決手段】 不揮発性メモリは、電力供給装置供給された電力、クロック供給装置から供給されたクロックを用いて動作する。この不揮発性メモリに対する電力及びクロックの供給が停止状態から供給状態に遷移した場合は、消去部は、不揮発性メモリ内のデータを消去する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

供給された電力及び供給されたクロックを用いて動作する不揮発性メモリと、
前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態
に遷移した場合は、前記不揮発性メモリ内のデータを消去する消去部と、
を備えた不揮発性メモリモジュール。

【請求項 2】

前記消去部は、前記停止状態から前記供給状態への遷移が所定回数生じたら、前記不揮
発性メモリ内のデータを消去することを特徴とする請求項 1 に記載の不揮発性メモリモジ
ュール。

10

【請求項 3】

前記消去部による前記データの消去が行われている間は、前記不揮発性メモリへのア
クセスを阻止するアクセス制御部をさらに備えたことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の
不揮発性メモリモジュール。

【請求項 4】

供給された電力及び供給されたクロックを用いて動作する不揮発性メモリと、
前記不揮発性メモリ内のデータに誤りがあるか否かを検査するための誤り検出コードを
格納したコード格納部と、
前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態
に遷移した場合は、前記誤り検出コードを用いて、前記不揮発性メモリ内のデータに誤り
があるか否かを検査する検査部と、
検査の結果、前記不揮発性メモリ内のデータに誤りがある場合は、誤りのある前記データ
を消去する消去部と、
を備えた不揮発性メモリモジュール。

20

【請求項 5】

不揮発性メモリと、
前記不揮発性メモリに電力を供給する電力供給部と、
前記不揮発性メモリにクロックを供給するクロック供給部と、
前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態
に遷移した場合は、前記不揮発性メモリ内のデータを消去する消去部と、
前記消去部による前記データの消去が行われている間は、前記不揮発性メモリへのア
クセスを阻止するアクセス制御部と、
を備えた不揮発性メモリシステム。

30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、不揮発性メモリモジュール及び不揮発性メモリシステムに関する。

【背景技術】**【0002】**

電子化された社会では、個人情報やパスワードなどの機密情報、及びコンテンツやプロ
グラムなどの著作権データに対する漏洩、不正使用、改ざん及び破壊が問題となり、それ
らを防止する技術が求められている。

40

【0003】

通常、これらの機密情報及び著作権データは、暗号化技術や認証技術を用いたアクセス
制限などの対策により保護される。

【0004】

機密情報や著作権データ等の保護されるべきデータをソフトウェアで処理する場合、処
理の間は、そのデータは、主記憶装置に一時的に保存される。処理が終了した後は、一時
的に保存されたデータは、揮発メモリの電源切断等により消去される。

【0005】

50

ところで、機器の主記憶装置にFeRAMやMRAMなどの不揮発性メモリを用いた場合、保護されるべきデータは、電源切断後も不揮発性メモリに保持される。そのため、機器の故障や不正行為などによりメモリモジュールが取り出されると、不揮発性メモリ内のデータが漏洩したり不正使用されたりする危険性が存在する。

【0006】

以上の問題を解決する従来の手段として、特開平第9-204503号公報のように、メモリに対して暗号化されたデータを書き込むことにより、データの漏洩を防止する装置が存在する。

【0007】

しかし、この装置では、書き込み時の暗号化と、読み出し時の復号化に多くの処理時間を要するため、高速動作するメモリモジュールには適用できないという問題があった。

【0008】

また、特開平第5-250526号公報のように、メモリモジュールにアクセス制限装置を内蔵させ、認証が行われるまではアクセス制限装置によってメモリへのアクセスを制限し、これによりデータの漏洩を防止する装置がある。

【0009】

しかし、この装置では、メモリへのアクセスのために外部から入力する認証用の鍵が漏洩した場合への対応が困難である問題があった。

【特許文献1】特開平第9-204503号公報

【特許文献2】特開平第5-250526号公報

【特許文献3】特開2003-58432公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

本発明の目的は、不揮発性メモリ内のデータを第3者から有効に保護する不揮発性メモリモジュール及び不揮発性メモリシステムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0011】

本発明の不揮発性メモリモジュールは、供給された電力及び供給されたクロックを用いて動作する不揮発性メモリと、前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態に遷移した場合は、前記不揮発性メモリ内のデータを消去する消去部と、を備える。

【0012】

本発明の別の不揮発性メモリモジュールは、供給された電力及び供給されたクロックを用いて動作する不揮発性メモリと、前記不揮発性メモリ内のデータに誤りがあるか否かを検査するための誤り検出コードを格納したコード格納部と、前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態に遷移した場合は、前記誤り検出コードを用いて、前記不揮発性メモリ内のデータに誤りがあるか否かを検査する検査部と、検査の結果、前記不揮発性メモリ内のデータに誤りがある場合は、少なくとも前記データを消去する消去部と、を備える。

【0013】

本発明の不揮発性メモリシステムは、不揮発性メモリと、前記不揮発性メモリに電力を供給する電力供給部と、前記不揮発性メモリにクロックを供給するクロック供給部と、前記不揮発性メモリに対する前記電力及び前記クロックの供給が停止状態から供給状態に遷移した場合は、前記不揮発性メモリ内のデータを消去する消去部と、前記消去部による前記データの消去が行われている間は、前記不揮発性メモリへのアクセスを阻止するアクセス制御部と、を備える。

【発明の効果】

【0014】

本発明により、不揮発性メモリ内のデータを第3者から有効に保護できる。

10

20

30

40

50

【発明を実施するための最良の形態】**【0015】**

図1は、本発明の第1の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を概略的に示す図である。

【0016】

図2は、図1の不揮発性メモリモジュールを適用した不揮発性メモリシステムの構成を示す図である。

【0017】

図2に示すように、第1の電力供給装置11は、電源12から供給される電力を用いて、C P U 1 3、メモリ制御装置14及び不揮発性メモリモジュール15に供給する動作電圧(電力)を生成する。生成された電力は、電力線L1を介して、C P U 1 3、メモリ制御装置14及び不揮発性メモリモジュール15に供給される。

【0018】

第2の電力供給装置16は、電源12から供給される電力を用いて、クロック供給装置17への動作電圧(電力)を生成する。クロック供給装置17は、第2の電力供給装置16から供給された電力を用いて所定の周波数によるクロックを生成し、生成したクロックを、クロック線L3を介して、不揮発性メモリモジュール15に供給する。C P U 1 3、メモリ制御装置14へのクロックは、クロック供給装置17から供給されるか、あるいは、図示しない別のクロック供給装置から供給される。

【0019】

C P U 1 3は、与えられた各種命令を実行し、メモリ制御装置14は、C P U 1 3による指示を受けて、制御線L2を介して、不揮発性メモリモジュール15における不揮発性メモリコア18にアクセスする。不揮発性メモリコア18は、例えばFeRAM、MRAM等の不揮発性R A Mの他、種々の不揮発性のメモリを含み得る。メモリ制御装置14と不揮発性メモリモジュール15とはインターフェース部I Fを介して接続される。

【0020】

通常動作時においては、不揮発性メモリモジュール15におけるアクセス制御装置19は、メモリ制御装置14による不揮発性メモリコア18へのアクセスを許容する。即ち、データ書き込み時は、メモリ制御装置14は、C P U 1 3によって指定されたアドレスに、指定のデータを書き込む。データ読み出し時は、メモリ制御装置14は、C P U 1 3によって指定されたアドレスからデータを読み出してC P U 1 3に渡す。

【0021】

ここで、通常動作時は、不揮発性メモリモジュール15、C P U 1 3及びメモリ制御装置14に電力及びクロックが供給された状態の時を示す。

【0022】

これに対し、不揮発性メモリモジュール15に電力及びクロックが供給されていない状態から、電力及びクロックが供給された状態に遷移する時を、即ち、不揮発性メモリモジュール15が起動した時を、動作開始時(起動時)と称する。例えば、ユーザによる電源投入時がこの起動時に該当する。

【0023】

この起動時における動作について以下詳細に説明する。

【0024】

起動時においては、不揮発性メモリモジュール15における消去装置20が、不揮発性メモリコア18における所定の消去領域21内のデータを消去する。即ち、消去装置20は、不揮発性メモリコア18に対する電力及びクロックの供給が停止状態から供給状態に遷移したことを検知した場合は、消去領域21内のデータを消去する。消去領域を特定する情報は、あらかじめアクセス制御装置19あるいは消去装置20内に格納されている。消去領域には、例えば個人情報、パスワード、著作権データ等が格納される。不揮発性メモリアコアの全領域を消去領域としても良い。消去領域を特定する情報は、上述の通常動作時において、例えばC P U 1 3により変更可能であることが好ましい。

10

20

30

40

50

【0025】

消去装置20によるデータ消去の間、アクセス制御装置19は、メモリ制御装置14から不揮発性メモリコア18へのアクセスを阻止する。例えば、データ消去の間に、メモリ制御装置14から不揮発性メモリコア18へのアクセス（書き込み、読み出し等）が発生した場合は、そのアクセス内容を、アクセス制御装置19が一時的に記憶する。

【0026】

消去装置20によるデータの消去が終了すると、消去装置20は、完了信号をアクセス制御装置19に出力し、アクセス制御装置19は、メモリ制御装置14から不揮発性メモリコア18へのアクセスを許容する（有効にする）。アクセス制御装置19が、消去装置20によるデータ消去の間に、メモリ制御装置14からのアクセス内容を記憶した場合は、そのアクセス内容を不揮発性メモリコア18に出力する。不揮発性メモリコア18は、そのアクセス内容に応じた処理を実行する。

10

【0027】

上述した不揮発性モジュール15は、アクセス制御装置19、消去装置20及び不揮発性メモリコア18が同一の半導体基板上に形成されることにより構成されてもよいし、それぞれあるいは任意の組み合わせが別個の半導体基板上に形成されてこれらが同一のパッケージに含まれる場合も含む。

【0028】

また、不揮発性メモリシステムは、例えば、不揮発性メモリモジュール15、第1の電力供給装置11及びクロック供給装置17がそれぞれ別個のチップとして構成される場合や、アクセス制御装置19、消去装置20、不揮発性メモリコア18、第1の電力供給装置及びクロック供給装置17の任意の組み合わせがそれぞれ別個のチップとして構成される場合、これらが同一のチップ上に形成される場合も含む。

20

【0029】

以上のように、本実施の形態によれば、不揮発性メモリモジュールの起動時、即ち、不揮発性メモリコアの起動時に、不揮発性メモリコアへのアクセスを不可としつつ、不揮発性メモリコア内のデータを消去するようにしたので、不揮発性メモリコア内のデータを第3者から有効に保護できる。例えば、不揮発性メモリモジュールが第3者によって不正にシステムから取り出された場合でも、電源投入時に、不揮発性メモリコア内のデータが自動的に消去されるので、第3者によって機密情報や著作権データ等が読み出されることを有効に防止できる。

30

【0030】

図3は、本発明の第2の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を示す図である。

【0031】

上述した第1の実施の形態では、不揮発性メモリモジュール15が起動する度に、消去装置20によるデータの消去が実行されたが、本実施の形態では、不揮発性メモリモジュール15の起動が所定回数生じた時点で、データの消去が実行される。以下、本実施の形態について詳しく説明する。

40

【0032】

図3に示すように、不揮発性メモリコア18内には、「残り起動回数」を示す数値を格納する回数記録領域22が配置される。不揮発性メモリモジュール15が起動する度に、消去装置20によってこの値が「1」減算される。そして、この値が「0」になると、消去装置20は、データの消去を実行する。

【0033】

消去装置20は、データの消去を実行すると、回数記録領域22内に、所定の数値（使用回数制限値）を格納する。従って、例えば、データの消去の後、所定の数値として、「10」が格納された場合、この後、さらに起動が10回発生した時点で、再びデータの消去が実行される。

【0034】

50

回数記録領域 22 内への数値の格納は、消去装置 20 が、通常動作時に C P U 13 から設定指示を受け、この設定指示に基づいて行うことも可能である。消去装置 20 は、C P U 13 からの設定指示を受けると、回数記録領域 22 内の数値を確認し、「0」であれば、設定指示に基づいて回数記録領域 22 内に数値を入力し、「0」でなければ、前回の設定を優先し、設定指示を実行しない。

【0035】

以上のように、本実施の形態によれば、不揮発性メモリモジュールが所定の回数だけ起動したら、不揮発性メモリコア内のデータを消去するようにしたので、種々の事情を考慮したデータ消去機能の使用が可能になる。例えば、本不揮発性メモリモジュールを搭載した端末をあるサーバに接続する際にパスワードの入力を必要とする場合に、通常はメモリコアに記憶されたパスワードを用いて自動接続すると共に、定期的にメモリコア内のパスワードを消去することで、ユーザに定期的にパスワードの入力を求めることが可能となる。また、この端末をあるサーバに接続する回数を制限する場合では、その実装として、接続に必要な情報を消去対象として、所定の回数起動後に接続できなくなることも考えられる。

【0036】

図 4 は、本発明の第 3 の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を示すブロック図である。

【0037】

図 4 に示すように、メモリ制御装置 14 (図 2 参照) は、不揮発性メモリコア 18 にデータを書き込む際、誤り検出コード領域 23 に誤り検出コードを格納する。この誤り検出コードは、後に不揮発性メモリコア 18 からデータを読み出した際、このデータに誤りが無いかどうか、即ち、書き込んだデータと読み出したデータとが一致しているか否かを検査するために用いるものである。誤り検出コードとしては、例えば書き込みデータから算出されるチェックサム等がある。このような誤り検出の手法は周知であるので、ここでは詳細な説明は省略する。

【0038】

誤り検査装置 24 は、不揮発性メモリモジュール 15 の起動時に、不揮発性メモリコア 18 内のデータに誤りが無いかを、誤り検出コード領域 23 内の誤り検出コードを用いて検査する。検査対象となるメモリ領域は、不揮発性メモリコア 18 内の全領域でもよいし、あらかじめ指定された領域でもよい。誤り検査装置 24 がこの検出処理を行っている間は、アクセス制御装置 19 は、メモリ制御回路 14 (図 2 参照) による不揮発性メモリコア 18 へのアクセスを阻止する。

【0039】

誤り検査装置 24 は、データに誤りが無い場合は、その旨をアクセス制御装置 19 に送出し、アクセス制御装置 19 は、メモリ制御回路 14 (図 2 参照) から不揮発性メモリコア 18 へのアクセスを有効にする。

【0040】

一方、誤り検査装置 24 は、データ誤りが存在した場合は、誤りデータの格納されたメモリ領域を消去装置 20 に通知し、消去装置 20 は、そのメモリ領域内のデータを消去する。誤り検査装置 24 は、検査を終えると、その旨を消去装置 20 に通知し、消去装置 20 は、誤り検査装置 24 によって指定された全てのメモリ領域内のデータを消去したら、終了通知をアクセス制御装置 19 に送出する。アクセス制御装置 19 は、メモリ制御装置 14 (図 2 参照) による不揮発性メモリコア 18 へのアクセスを有効にする。

【0041】

以上のように、本実施の形態によれば、不揮発性メモリモジュールの起動時に不揮発性メモリコア内のデータに誤りがあるか否かを検査し、データに誤りがある場合は、少なくともそのデータを消去するようにしたので、不揮発性メモリコア内に誤ったデータを保持することによる問題を未然に防止できる。

【0042】

10

20

30

40

50

例えば、ユーザを識別するコードが不揮発性メモリコアに格納されおり、ハードエラー等で、そのコードが、例えば他人の識別コードに変わったとする。もし、ユーザが、その状態で、そのコードに基づいて、認証を要するサーバにアクセスすると、そのユーザは不正アクセスであると判断される恐れがある。しかし、本実施の形態では、このようにデータが変わってしまった場合は、自動時にデータが消去されるので、このような問題を未然に防止できる。

【図面の簡単な説明】

【0043】

【図1】本発明の第1の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を示す図である。

10

【図2】図1の不揮発性メモリモジュールを適用した不揮発性メモリシステムの構成を示す図である。

【図3】本発明の第2の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を示す図である。

【図4】本発明の第3の実施の形態に従った不揮発性メモリモジュールの構成を示す図である。

【符号の説明】

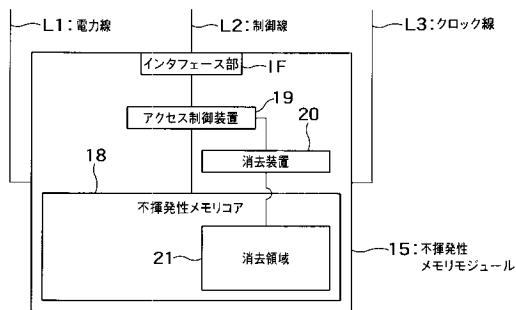
【0044】

- | | |
|-----|--------------|
| 1 1 | 第1の電力供給装置 |
| 1 2 | 電源 |
| 1 3 | CPU |
| 1 4 | メモリ制御装置 |
| 1 5 | 不揮発性メモリモジュール |
| 1 6 | 第2の電力供給装置 |
| 1 7 | クロック供給装置 |
| 1 8 | 不揮発性メモリコア |
| 1 9 | アクセス制御装置 |
| 2 0 | 消去装置 |
| 2 1 | 消去領域 |
| 2 2 | 回数記録領域 |
| 2 3 | 誤り検出コード領域 |
| 2 4 | 誤り検査装置 |
| L 1 | 電力線 |
| L 2 | 制御線 |
| L 3 | クロック線 |
| I-F | インターフェース部 |

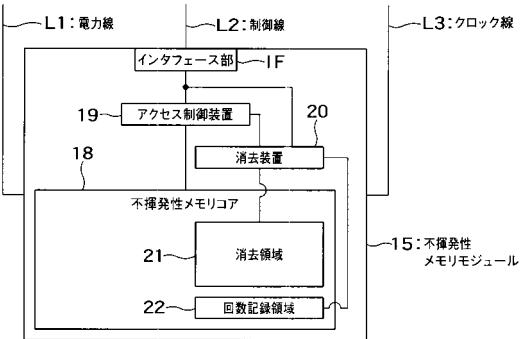
20

30

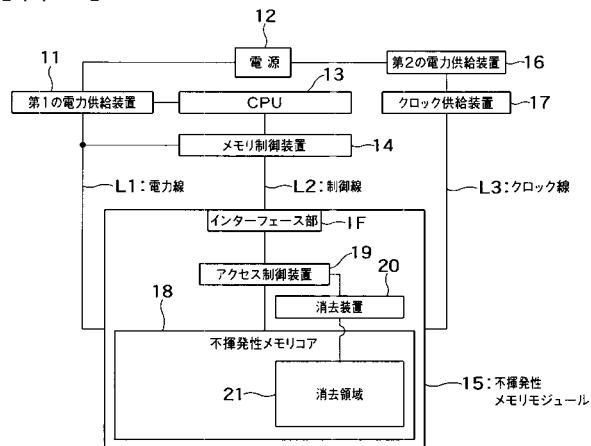
【図1】



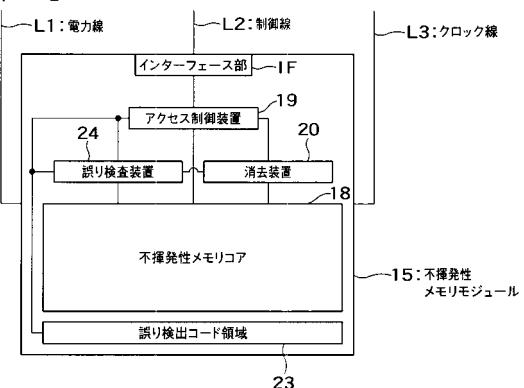
【図3】



【図2】



【図4】



フロントページの続き

(72)発明者 江 野 聰 史
神奈川県川崎市幸区小向東芝町 1 番地 株式会社東芝マイクロエレクトロニクスセンター内
F ターム(参考) 5B017 AA07 BA08 CA12